

船橋市景観施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び船橋市景観条例（平成22年船橋市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 法第16条第1項の規定による届出について、あらかじめ協議をしようとする者は、景観計画区域内行為事前協議書（第1号様式）に次条第1項に規定する図書（以下「添付図書」という。）を添えて、市長に提出するものとする。

(行為の届出)

第3条 法第16条第1項の規定による届出をしようとする者は、景観計画区域内行為（変更）届出書（第2号様式）に、同項第1号から第3号までに係るものにあつては景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第2項各号に掲げる図書を、法第16条第1項第4号に係るものにあつては次の表に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
縮尺2,500分の1以上の位置図	方位、道路、目標となる地物並びに行為を行う土地の位置及び区域
縮尺2,500分の1以上の現況図	行為を行う土地の区域の境界、当該区域内及び当該区域の周辺の地形及び公共施設（道路、水路等）並びに樹林地及び農地の求積
縮尺1,000分の1以上の土地利用計画図	行為を行う土地の区域の境界、資材置場及び駐車場の配置並びに敷地境界沿いの修景の方法
縮尺1,000分の1以上の造成計画平面図	行為を行う土地の区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分並びに擁壁及び道路の位置
縮尺1,000分の1以上の造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面（色分けすること。）

2方向以上の現況写真	行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況
------------	------------------------

2 前項の規定にかかわらず、市長は、添付図書のうち必要がないと認めるものは、これを省略させることができる。

3 法第16条第2項の規定による届出をしようとする者は、景観計画区域内行為（変更）届出書に添付図書のうち設計又は施行方法の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない。

（行為の着手の制限に係る期間の短縮の通知）

第4条 市長は、法第18条第2項の規定による期間の短縮をしたときは、景観計画区域内行為着手期間短縮通知書（第3号様式）により当該期間の短縮に係る法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に通知するものとする。

（行為完了届等）

第5条 条例第6条の規定による届出は、景観計画区域内行為完了（中止）届出書（第4号様式）により行うものとする。この場合において、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為が完了したときに行う届出にあつては、当該行為の土地の区域及び当該区域の周辺の状況を2方向以上から撮影したカラー写真を添えて提出するものとする。

（身分証明書）

第6条 法第17条第8項及び第23条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、身分証明書（第5号様式）によるものとする。

（景観重要建造物の指定の通知）

第7条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書（第6号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物の標識の設置）

第8条 法第21条第2項に規定する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称

（景観重要建造物の現状変更の許可の申請）

第9条 省令第9条第1項に規定する申請書は、景観重要建造物現状変更許可申請書（第7号様式）とする。

2 市長は、法第22条第1項の許可をするときは、景観重要建造物現状変更許可書（第8号様式）を当該許可に係る申請をした者に交付するものとする。

（景観重要建造物の指定の解除の通知）

第10条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書（第9号様式）により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の通知）

第11条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書（第10号様式）により行うものとする。

（景観重要樹木の標識の設置）

第12条 法第30条第2項に規定する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要樹木の樹種

（景観重要樹木の現状変更の許可の申請）

第13条 省令第14条第1項に規定する申請書は、景観重要樹木現状変更許可申請書（第11号様式）とする。

2 市長は、法第31条第1項の許可をするときは、景観重要樹木現状変更許可書（第12号様式）を当該許可に係る申請をした者に交付するものとする。

（景観重要樹木の指定の解除の通知）

第14条 法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除通知書（第13号様式）により行うものとする。

（景観協定の認可の申請等）

第15条 法第81条第4項又は第90条第1項の規定により景観協定の認可を受けようとする者は、景観協定（変更）認可申請書（第14号様式）に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 景観協定書
- (2) 景観協定の目的となる土地の区域（以下「景観協定区域」という。以下同じ。）を示す図面
- (3) 土地所有者等（法第81条第1項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）が合意したことを証する書類
- (4) 土地所有者等の所有地、住所及び氏名（法人にあっては、所有地、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)を記載した書類

- (5) 景観協定区域の地名及び地番を示す書類
- (6) 土地の登記事項証明書
- (7) その他市長が必要があると認める書類

2 前項の認可を受けようとする者が、景観協定書において景観協定区域隣接地（法第81条第3項に規定する景観協定区域隣接地をいう。以下同じ。）を定めようとするときは、前項に規定する図書のほか、景観協定区域隣接地の区域を示す図面、景観協定区域隣接地を定めようとする理由を記載した書類その他市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

3 市長は、法第81条第4項又は第90条第1項の認可をしたときは、景観協定認可通知書（第15号様式）により、当該認可の申請をした者に通知するものとする。

（景観協定の変更の認可申請等）

第16条 前条の規定は、法第84条第1項の認可の手續について準用する。

（景観協定区域内の土地が当該景観協定区域から除かれた場合の届出）

第17条 法第85条第3項の規定による届出をしようとする者は、景観協定区域除外届出書（第16号様式）に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法第85条第1項又は第2項の規定により景観協定区域内の土地が当該景観協定区域から除外されたことを証する書類
- (2) 景観協定区域から除外された土地の位置を示す図面

（景観協定の認可等の公告のあった日以後景観協定に加わる場合の届出）

第18条 法第87条第1項の規定により景観協定に加わろうとする者は、景観協定加入届出書（第17号様式）に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 景観協定に加わる旨の意思を表示した書類
- (2) 土地の登記事項証明書
- (3) 土地の位置を示す図面
- (4) 土地の共有者がある場合にあつては、その全員の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記載した名簿

2 法第87条第2項の規定により景観協定に加わろうとする土地所有者等は、景観協定加入届出書に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 土地所有者等の全員が合意したことを証する書類

- (2) 土地の登記事項証明書
- (3) 土地の位置を示す図面
- (4) 土地所有者等の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記載した書類
- (5) その他市長が必要があると認める書類
（景観協定の廃止の認可の申請等）

第19条 法第88条第1項の認可の申請をしようとする者は、景観協定廃止認可申請書（第18号様式）に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 景観協定を廃止しようとする理由を記載した書類
- (2) 土地所有者等の所有地、住所及び氏名（法人にあつては、所有地、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記載した書類
- (3) 土地所有者等の景観協定の廃止に関する合意を証する書類
- (4) 土地の登記事項証明書
- (5) その他市長が必要があると認める書類

2 市長は、法第88条第1項の認可をしたときは、景観協定廃止認可通知書（第19号様式）により当該認可の申請をした者に通知するものとする。
（景観協定が効力を有することとなった時期の届出）

第20条 第15条第3項の規定による通知を受けた者は、法第90条第4項の規定により景観協定が効力を有することとなったときは、直ちに景観協定開始届出書（第20号様式）に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 新たに土地所有者等となった者の土地の登記事項証明書
- (2) 前号に規定する者の土地の位置を示す図面
- (3) その他市長が必要があると認める書類
（公表）

第21条 条例第8条第1項の規定による公表は、市役所及び出張所の掲示場への掲示並びに船橋市広報への掲載により行うものとする。

（補則）

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規則中第1条の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は同年7月1日から施行する。